

令和5年5月25日招集

第5回 狭山市農業委員会総会議事録

狭山市農業委員会

令和5年第5回狭山市農業委員会総会

令和5年5月25日(木曜日) 開催場所 狭山市役所 602会議室

議事日程

- 1 開会 午後1時30分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
 - (1) 議案第1号 農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積計画(案)について
 - (2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (3) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願
- 4 報告事項
 - (1) 農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について
 - (2) その他
- 5 閉会 午後2時10分

本日の出席農業委員 12名

1番 浅見 誠 次	2番 落合 房子	3番 小野田敏枝
4番 細田 幸 司	5番 仲川 知 範	6番
7番 小口 英 吉	8番 岸 進	9番 諸口 秀 敏
10番 平本 洋 章	11番 増田 棟 順	12番 吉田 博 幸
13番	14番 増田 茂	

(本日の欠席委員 1名) 渡邊 隆 夫

本日の出席推進委員 8名

甲 田 善 徳	清水 芳 則	小 澤 俊 夫	室 岡 英 紀
奥 富 文 典	片 岡 弘 幸	齋 藤 孝 史	高 橋 弘 樹

職務のため出席した事務局職員

局長 岩 田 光 弘 主幹 三 ツ 木 淳

事務局 定刻になりましたので、これより令和5年第5回狭山市農業委員会総会を開催いたします。これに先立ち、資料のご確認をお願いします。
本日の配付資料ですが、運営委員会にて配付しました

- ・総会議案書
- ・資料1 議案図面資料
- ・議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書

席上に配付しました

- ・資料2 農地法第3、4、5条の届出受理状況
- ・資料3 農地あっせん台帳
- ・冊子「のうねん」
- ・「育てようみどりは未来のたからもの」「緑の羽根」となります。

事務局 本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していますことを報告いたします。
また、『狭山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。
それでは、これより第5回狭山市農業委員会総会となりますが、『狭山市農業委員会会議規則』第3条の規定により、議長を会長にお願いしまして進めて参ります。最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。

会 長 (会長の挨拶)

事務局 ありがとうございました。
それでは、議事の進行を宜しくお願いいたします。

議 事

議 長 只今から、第5回狭山市農業委員会総会を開催します。
なお、議席番号13番 渡邊委員につきましては、本日の総会を欠席する旨の届出がありましたので報告します。
始めに『狭山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。
今回は、議席番号12番 吉田委員と14番 増田 茂委員をお願いします。
これより議案の審議を行います。
最初に第5回総会の概要を事務局から説明してください。

事務局 農地法第5条の申請が奥富地区で1件、相続税納税猶予に関する適格者証明願いが柏原地区で1件です。

農用地利用集積計画は、入間川地区で1件、入曽地区で2件、堀兼地区で5件、奥富地区で2件、水富地区で4件、併せて14件です。

議長 それでは、議案第1号「農用地利用集積計画」を審議していただく前に、農地利用の最適化に係る活動状況について、各地区の推進委員から報告を求めます。はじめに入間川地区の甲田推進委員、お願いします。

甲田委員 農地の見回りをしました。先月はきれいに刈り取られているところもありましたが、また新たに雑草が繁茂し始めていて、その繰り返しかと思えますので、今後も引き続き見て回りしたいと思います。

利用権設定のため、当事者宅の訪問も行いました。

議長 続いて入曽地区清水推進委員に報告願います。

清水委員 雑草がきれいに刈り取られているところもありますが、これからの季節は注意して見て回らなければと思います。

議長 続いて堀兼地区小澤推進委員に報告願います。

小澤委員 あっせん台帳に記載された農地を見てきました。1号か2号かというところが多く、難しさを感じましたが、何とか結びつけられればと思います。

また、作付け後の片付けができていない農地があり、これまでも何回か訪問していますが、改善が見られないので、また話をしてみようと思っています。

議長 続いて、堀兼地区室岡推進委員に報告願います。

室岡委員 雑草について、いったんきれいにした農地も、また草が生えてきていますので、早めに声をかけていきたいと思っています。

議長 続いて、堀兼地区奥富推進委員に報告願います。

奥富委員 加佐志の地区内は、きれいに片付けられているところもありました。あっせん台帳に記載の農地については、家庭菜園として利用されていたことから、パイプハウスやネットなどの資材が放置されている状態で、天候不順の折には、それらが飛んだりして危ないので、上物だけでも片付けてもらえたと思っています。

議 長 続いて、奥富地区片岡推進委員に報告願います。

片岡委員 農地の巡回を行いました。田んぼの排水部分の草がまだ片付かない農地が多いと思います。ただ、牧草のような草が生えているところもあるので、引き続き見守っていき、所有者に会えた場合には声かけをしいきたいと思います。
巡回中に、遊休農地となっている場所で草刈りをしている人を見かけたので、木も生えているところであり、枝落としについても依頼をしました。
利用権設定が2件ありましたので、申出者のお宅を訪ねました。

議 長 続いて、柏原地区齋藤推進委員に報告願います。

齋藤委員 夏の雑草が生え始めているので、見回りを継続したいと思います。利用権設定については、柏原で大規模にやっていきたいという方がいます。筆数が多いので、農業委員と一緒に手分けしながら動いているところです。

議 長 続いて、水富地区高橋推進委員に報告願います。

高橋委員 農地の見回りをしましたが、きちんと草を刈ってくれているところもありました。これからの季節は、引き続き注意して見ていきたいと思います。
また、利用権設定が1件ありました。

議 長 報告が終わりましたが、農業委員から質疑等はございますか。
無いようですので、活動報告は、承認いただいたものといたします。
各地区の推進委員におかれましては、引き続き、宜しく願いいたします。
それでは、議案第1号「農用地利用集積計画」を議題とします。
議案第1号「農地利用集積計画」について事務局より説明を求めます。

事務局 利用権の設定が31筆、地目「田」が5,023㎡、地目「畑」が23,496㎡です。

所有権移転につきましては、1件1筆、地目「畑」、面積2,122㎡です。

1件目

渡し人は笹井にお住いの方、受け人は日高市にお住いの方です。

所在地は大字笹井字下仲居上4014番、地目は畑、面積は1,049㎡、権利の種類は3年間の使用貸借権設定で、受け人は令和5年3月11日に認定農業者となっています。

2件目

渡し人は笹井にお住いの方、受け人は日高市にお住いの方です。

所在地は大字笹井字下仲居上4013番、外3筆、地目は畑、面積は3,657㎡、権利の種類は3年間の使用貸借権設定です。

3件目

渡し人は笹井にお住まいの方、受け人は同じく笹井にお住まいの方です。

所在地は大字笹井字八木2699番1、外1筆、地目は畑、合計面積は512㎡、権利の種類は10年間の使用貸借権設定で、受け人は平成30年9月10日に認定農業者となっています。

4件目

渡し人は笹井にお住まいの方と川越市にお住まいの方の共有、受け人は3件目と同じく笹井にお住まいの方です。

所在地は、大字笹井字八木上2333番1、地目は畑、面積は2,338㎡、権利の種類は10年間の使用貸借権設定です。

5件目

渡し人は加佐志にお住まいの方、受け人は堀兼にお住まいの方です。

所在地は大字中新田字野393番1、外4筆、地目は畑、面積は3,913㎡、権利の種類は10年間の使用貸借権設定です。

6件目

渡し人は北入曾にお住まいの方、受け人は同じく北入曾にお住まいの方です。

所在地は大字北入曾字三芳野573番1、外1筆、地目は畑、面積は2,527㎡、権利の種類は10年間の使用貸借権設定です。

7件目

渡し人は栃木県日光市にお住まいの方、受け人は堀兼にお住まいの方です。

所在地は大字堀兼字富士見里1768番2、外4筆、地目は畑、面積は4,127㎡、権利の種類は10年間の使用貸借権設定です。

8件目

渡し人は7件目と同じく栃木県日光市にお住まいの方、受け人は堀兼にお住まいの方です。

所在地は大字堀兼字八軒屋2310番1、外3筆、地目は畑、面積は1,400㎡、権利の種類は10年間の使用貸借権設定で、受け人は令和元年7月1日に認定農業者となっています。

9 件目

渡し人は南入曽にお住いの方、受け人は水野にお住いの方です。

所在地は、大字水野字逃水 1 4 5 番 5、外 1 筆、地目は畑、面積は 1, 8 4 9 m²、権利の種類は 3 年間の賃貸借権設定で、受け人は令和 5 年 4 月 4 日に認定農業者となっています。

1 0 件目

渡し人は下奥富にお住いの方、受け人は同じく下奥富にお住いの方です。

所在地は大字下奥富字三島木 2 0 3 6 番、地目は畑、面積は 1, 0 6 3 m²、権利の種類は 3 年間の賃貸借権設定で、受け人は令和 4 年 1 月 2 8 日に認定農業者となっています。

1 1 件目

渡し人は堀兼にお住いの方、受け人は同じく堀兼にお住いの方です。

所在地は大字堀兼字芳野 6 4 7 番 2、地目は畑、面積は、9 9 0 m²、権利の種類は 3 年間の賃貸借権設定で、受け人は令和 3 年 1 0 月 6 日に認定農業者となっています。こちらは、JA いるま野の仲介となっております。

1 2 件目

渡し人は上奥富にお住いの方、受け人は下奥富にお住いの方です。

所在地は大字上奥富字宮前 5 2 9 番、外 1 筆、地目は田、面積は 4, 2 2 3 m²、権利の種類は 5 年間の賃貸借権設定で、受け人は令和 2 年 1 0 月 2 5 日に認定農業者となっています。

1 3 件目

渡し人は狭山市狭山にお住いの方、受け人は同じく狭山にお住いの方です。

所在地は入間川 2 丁目 2 1 4 5 番、地目は田、面積は 8 0 0 m²、権利の種類は 3 年間の賃貸借権設定で、受け人は平成 2 8 年 1 0 月 1 9 日に認定農業者となっています。

1 4 件目

渡し人は堀兼にお住いの方、受け人は同じく堀兼にお住いの方です。

所在地は大字堀兼字流 1 6 7 9 番 2、地目は畑、面積は 2, 1 2 2 m²、権利の種類は所有権移転で、受け人は令和元年 7 月 1 日に認定農業者となっています。

こちらは、JA いるま野の仲介となっております。

議長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。

質疑が無いようですので、利用権設定については、承認いただいたものとしたします。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

平本委員 議案番号2整理番号1について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字下奥富字弁天通1429番1、地目は畑、面積は304㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者は狭山市に居住する個人です。転用目的は分家住宅建築です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書1の朗読)

理由書1により、次の項目が読み取れます。

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、近隣の同意について、もう少し詳しい内容の記載が必要であると考えます。審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明書について」を議題とします。

議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明書について」事務局の説明を求めます。

- 事務局 土地の所在は柏原字恵花前4019番、地目は田、面積1,890㎡について、相続人から相続税の納税猶予に関する適格者証明願が出ているものとなります。
- 議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を『承認』とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を『承認』します。
以上をもちまして、本日の議題は終了しました。
次に、報告事項に移ります。
事務局から農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について、順次、説明を求めます。
- 事務局 農地法第3条の3の規定による届出は6件17筆、地目「田」が面積10,582㎡、地目「畑」が面積4,933㎡、すべて相続による届出で、あっせんの希望はありません。
農地法第4条の規定による届出は2件6筆で、地目は田、面積が2,272㎡、転用目的は寄宿舍敷地と住宅敷地です。
農地法第5条の規定による届出は6件12筆、地目は畑で、住宅敷地が5件10筆、8,649.51㎡、駐車場敷地が1件2筆、198㎡です。
公共工事の施工に伴う一時転用に係る届出は、1件3筆です。
農地改良等に係る届出は、1件1筆です。
- 議長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
質疑はないようです。
次に「農地あっせん台帳」について事務局から説明をお願いします。
- 事務局 【「農地あっせん台帳」について説明】
- 議長 説明がおわりました。
その他について、委員から何かありますか。
無いようですので、これをもちまして、第5回狭山市農業委員会総会を終了します。ご協力ありがとうございました。